

消費税の軽減税率制度に関する 説明講師の派遣について

金沢国税局では、消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、事業者団体の会員の皆様の集まりやセミナーなどに職員を派遣して、制度の説明（研修会）を行っています。

講師の派遣を希望される場合には、金沢国税局（消費税課）へ依頼してください。

消費税の
軽減税率制度には
準備が必要です！

お 問 合 せ 先

金沢国税局 消費税課 軽減税率制度係
電話番号：076-231-2131（内線2416）
メールアドレス：keigen@kaz.nta.go.jp

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小事業者の方には支援措置があります。



- 必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付



中小企業庁では、複数税率対応レジの導入等に係る補助金制度（事業者支援措置）の説明が必要な場合に、講師派遣事業等実施事務局から講師派遣を行う制度を設けています。

手続などの詳細については、講師派遣事業のホームページ「<http://keigen-zei.jp/>」をご覧ください。